

↓ 赤で記入している欄を記載してください ↓

記載例

平成 28年 5月 1日
別海町長 殿

整理番号

フリガナ **ベツカイ タロウ**

住所 **北海道〇〇市
▲▲西1丁目1-1**

氏名 **別海 太郎** (別海)

個人番号 **123456789012**

性別 **男** 女

電話番号 **9876-54-3210**

生年月日 **〇〇.〇〇.〇〇** (男・大平)

第五十五号の五様
附則第一条の四関係

寄附者の方ご自身について、太枠の中(提出日・住所・氏名・個人番号・性別・電話番号・生年月日)を全て記載してください。

必ず印鑑を押してください。(スタンプ式ではなく、朱肉を使う印鑑を使用してください。)

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 28年 4月 1日	10,000 円

寄附年月日と寄付金額を記載してください。(どちらも「寄附金受領証明書」に記載してあります)

2. 申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

今回のふるさと納税についての寄附金控除を受ける目的以外で、確定申告・住民税の申告を行う必要がない方はチェックしてください。

ふるさと納税をする市町村(都道府県)が、平成28年1月～12月の間に5団体以内であると見込まれる場合、チェックしてください。

(切り取らないでください。)

平成 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	受付日付印
氏名	殿

受付団体名 北海道 別海町

申請書は、寄附をした市町村(都道府県)に提出してください。別海町では、申請書を受領しましたら、受付書を返送しますので、受領証明書とあわせて保管してください。

※※注意事項※※

- この申請書は、ふるさと納税の寄附を行うたびに提出してください。(例:別海町に4月と7月の2回寄附した場合、それぞれ申請書の提出が必要です)
- 申請書中「2. 申告の特例の適用に関する事項」①、②のどちらか一方でも当てはまらない場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。また、この申請書の提出後に当てはまらなくなった場合も、ワンストップ特例制度の適用を受けることができませんので、ご注意願います。
- この申請書の提出後、寄附の翌年の1月1日までの間に、この申請書に記入した内容に変更があった場合(電話番号のみの変更を除く)は、必ず「申告特例申請事項変更届出書」を、寄附を行った市町村へ寄附の翌年の1月10日までに提出してください。(変更届が提出されていない場合、ワンストップ特例制度の適用を受けられないことがあります)
- この書類には「マイナンバー(個人番号)」の記載が必要です。マイナンバーを記載する書類を提出する際には、番号確認及び身元確認のための書類(郵送の場合はそれぞれの書類の両面の写しの添付)が必要です。